ＤＸリスキリング助成金交付要綱

令和６年１月29日付５東し企雇第4686号
令和７年２月３日付６東し企雇第4665号
令和８年２月５日付７東し企雇第5782号
令和８年２月２０日付７東し企雇第6118号

（目　的）

第１条　ＤＸリスキリング助成金（以下「助成金」という。）は、デジタルトランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という。）に関して、中小企業等が、教育機関に委託して実施する集合（同時かつ双方向に行われるオンラインによる研修含む。）、又はｅラーニングにより実施する訓練（以下「研修」という。）の経費の一部を助成することにより、企業におけるＤＸ人材の育成を促進することを目的とする。

（通　則）

第２条　公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が実施する助成金の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定　義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）中小企業等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に定める中小企業者の範囲の企業等及び個人をいう。

（２）企業等とは、会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第３条第２号に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等のほか、別途実施要領に定める法人等をいう。

（３）教育機関とは、職業に関する知識・技能の習得と向上を目的とした研修を行う団体及び組織を指し、企業等や学校教育法の大学、専修学校及び各種学校等をいう。

（４）ｅラーニングとは、パソコンやモバイル端末等の電子機器と情報通信技術を使用し、オンライン上で配信されるテキストや動画等を活用し実施さ

れる研修のことをいう。

（５）ＤＸとは、企業がデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し競争上の優位性を確立することをいう。

（６）リスキリングとは、新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために必要なスキルを獲得することをいう。

（７）常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和 23 年法律第 49 号）第 20 条に定める者をいう。

（助成対象事業者）

第４条　この要綱において、助成金の支給対象とする事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の各号を全て満たす中小企業等とする。

（１）都内に本社又は主たる事業所があること。

（２）助成を受けようとする研修に要する経費について、助成対象事業者が全額負担していること。

（３）助成を受けようとする研修について、国又は地方公共団体等から助成を受けておらず、今後受ける予定もないこと。

（４）過去５年間に重大な法令違反等がないこと。

（５）労働関係法令について、次のアからキを満たしていること。

ア　従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上であること。

イ　固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ　法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、遵守していること。

エ　労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。

オ　労働基準法第 39 条第７項（年次有給休暇について年５日を取得させる義務）に違反していないこと。

カ　前記以外の労働関係法令について遵守していること。

キ　厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること。

（６）都税（法人事業税及び法人都民税（個人事業主の場合は、個人事業税及び個人都民税））の未納付がないこと。

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

（８）連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

（９）暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

（10）交付申請日から遡り、過去５年間に、偽りその他不正の手段等による交付決定の取消しがないこと。

（11）東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年３月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。

２　その他、財団理事長（以下「理事長」という。）が適当でないと判断した場合は本助成金の対象外とすることができる。

（支援内容）

第５条　財団は本事業の目的を達成するために係る経費について助成するものとする。

２　前項に定める助成の内容は別表１のとおりとする。

（助成対象事業）

第６条　助成の対象とする事業は次の各号を全て満たす研修（以下「助成対象研修」という。）とする。

（１）助成対象事業者が次条に規定する助成金の対象となる受講者（以下「助成対象受講者」という。）に対して実施する、次のア又はイのいずれかに該当する研修であること。

ア　教育機関等が提供する集合研修（同時かつ双方向に行われるオンラインによる研修を含む。）又はｅラーニングにより実施する研修（以下「レディメイド研修」という）

イ　自社内で計画し教育機関等に委託し実施する集合研修（同時かつ双方向に行われるオンラインによる研修を含む。）研修（以下「オーダーメイド研修」という。）

（２）ＤＸに関する専門的な知識・技能の習得と向上を目的とする研修又は専門的な資格を取得するための研修であること。

（３）通常の業務と区別できるＯＦＦ－ＪＴであること。

（４）助成対象事業者が受講者の受講状況を確認できること。

（５）レディメイド研修については、教育機関等の受講案内と受講に係る経費（受講料等）が一般に公開されており、受講者１人当たりの受講料があらかじめ定められていること。

（６）オーダーメイド研修については、講座内容や受講料等が事前に見積書等で確認できること。

（７）１研修当たりの総研修時間数が 3 時間以上 10 時間未満であること。

（８）受講者の人数が１人以上の研修であること。

（助成対象受講者）

第７条　助成対象受講者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

（１）助成対象事業者の従業員

（２）常時勤務する事業所の所在地が都内である者

（３）助成対象研修の総研修時間数の８割以上を受講した者

（助成対象期間）

第８条　助成対象期間は、令和８年４月１日から令和９年８月 31 日まで、又は東京都の出えん金により財団が創設した基金の予算の全額が執行された日のいずれか早い時点までとする。ただし、令和９年４月１日以降に開始となる研修については対象外とする。

（交付額及び助成限度額）

第９条　助成金の交付額及び助成限度額は、別表２のとおりとし、東京都の出えん金により財団が創設した基金の予算の範囲内において交付する。

２　１助成対象事業者当たりの助成上限額は前条に定めた助成対象期間において１００万円までとする。

（助成対象経費及び助成対象外経費）

第 10 条　助成対象経費は、次の各号に定めるものとする。

（１）助成対象経費

ア　受講料

イ　教科書・教材費

ウ　研修に付随するＩＤ登録料、管理料等

エ　研修に付随するヒアリング料（オーダーメイド研修のみ）

オ　会場費（オーダーメイド研修のみ）

（２）助成対象外経費

ア　パソコン及びオンライン機器類等、設備の購入費用

イ　インターネット回線使用料、通信料

ウ　食事代、交通費及び宿泊費等

エ　消費税

オ　振込手数料、送料等

カ　助成対象経費の支払いによりポイント等を取得した場合のポイント分

（交付の申請）

第 11 条　助成金の交付の申請を行う助成対象事業者は、理事長が別途定める期日までに、交付申請書（様式第１号）に助成対象額計算書（様式第２号）、研修計画（様式第３号）及び誓約書（様式第４号）を添えて、理事長に提出しなければならない。

２　当該申請にあたっての提出書類は、前項に定める書類の他、別途募集要項に定める。

３　申請は、前２項に定めた書類一式を、助成対象研修開始予定日から起算して１か月前までに提出しなければならない。ただし、助成対象研修の開始予

定日が令和８年４月１日から同年４月 14 日までの研修については、申請受付を同年３月 15 日までとする。

４　前３項に係る提出内容及び提出方法については、別途募集要項にて定める。

（交付決定）

第 12 条　理事長は、前条により交付の申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第５号）により、当該交付決定の内容及びこれに付した条件について、当該助成対象事業者に通知する。また、交付しないと決定したときは、その旨を不交付決定通知書（様式第５号の２）により、当該助成対象事業者に通知するものとする。

（申請の撤回）

第 13 条　交付申請後から前条の規定により交付決定した日から 14 日以内において、助成対象事業者は申請の撤回をすることができる。

２　助成対象事業者は、交付申請を撤回しようとするときは、遅滞なく交付申請撤回届出書（様式第６号）を理事長に提出しなければならない。

３　前項により交付申請の撤回があった場合、当該申請はなかったものとみなす。

（検査等）

第 14 条　理事長は、助成事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、助成対象事業者に対し、助成事業の実施状況及び経費の収支等について、関係職員に、書面又は立入による検査を行い、又は報告を求めることができる。

２　助成対象事業者は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

３　助成対象事業者が第１項の検査等に応じないときは、理事長は助成対象事業者に対して当該助成事業の一時停止をすることができる。

（実績報告）

第 15 条　助成対象事業者は、助成対象研修が終了したときは、理事長が別途定めた期日までに実績報告書（様式第７号）を関係書類と併せて理事長に提出

しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 16 条　理事長は、第 12 条により交付決定を行った場合は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の成果が助成条件等に適合していることを認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、額の確定通知書（様式第８号）により、当該助成対象事業者に速やかに通知する。

（是正のための措置）

第 17 条　理事長は、前条の規定による調査の結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

（助成金の支払）

第 18 条　助成対象事業者は、助成金の支払を受けようとするときは、請求書兼口座振替依頼書（様式第９号）を理事長に提出しなければならない。

２　理事長は、前項により助成金の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

（申請内容等の変更又は研修の中止）

第 19 条　助成対象事業者は、第 11 条により提出した申請内容等を変更する場合は、変更承認申請書（様式第 10 号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

２　理事長は、前項により変更承認申請書（様式第 10 号）が提出された場合は、その内容を審査し、変更承認書（様式第 11 号）により、当該助成対象事業者に通知する。

３　前 12 条で定めた交付決定後に、研修を一部又は全て中止する場合は、実績報告書にて未実施の旨を報告するものとする。

（交付決定の取消し）

第 20 条　理事長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、

助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。なお、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがある。

（１） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（２）助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

（３）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

（４）廃業、倒産等により助成事業の実施が客観的に不可能となったとき。

（５）助成対象事業者が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（６）申請の要件に該当しない事実が判明したとき。

（７）財団の指定する日までに書類等の提出がない場合や、問合せに対して十分な回答がないとき。

（８）その他の補助金等の支給決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令又は要綱等に基づく命令に違反したとき。

（９）その他、理事長が支援するに適当でないと判断したとき。

２　前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

第 21 条　理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成対象事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

２　前項の助成金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して 20 日以内とする。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第 22 条　理事長が第 20 条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成対象事業者は、当該命令にかかる助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計

算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2　理事長が助成金の返還を命じた場合において、助成対象事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成対象事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 23 条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 24 条　第 22 条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（助成金の経理等）

第 25 条　助成対象事業者は、助成事業に係る申請書類一式及び経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（Ｊグランツによる申請等）

第 26 条　次の各号に掲げる助成金に係る手続き及び事務については、デジタル庁が運営するＪグランツを使用する方法により行うことができる。

（１）第 11 条の規定に基づく助成金の交付の申請

（２）第 12 条の規定に基づく助成金の交付又は不交付に係る決定の通知

（３）第 13 条の規定に基づく交付申請の撤回の届出

（４）第 15 条の規定に基づく助成金の実績の報告

（５）第 16 条の規定に基づく助成金の額の確定に係る決定の通知
（６）第 18 条の規定に基づく助成金の支払の請求
（７）第 19 条の規定に基づく申請内容等の変更又は研修の中止の届出
２　Ｊグランツを使用する方法その他当該手続き等において定めのない事項については、理事長が指示するところによる。

（委任等）
第 27 条　助成対象事業者は、第 11 条から第 19 条に定める申請企業等が行うべき事項に係る手続きを、代行させることができる。
２　前項に定める手続きを､前条のＪグランツを使用する方法にて行う場合は、代行させることができない。

（非常災害の場合の措置）
第 28 条　非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の助成対象事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

（その他）
第 29 条　助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和６年３月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、令和７年３月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、令和８年３月１日から施行する。

別表１（第５条関係）

助成の種別	助成の内容
ＤＸリスキリング助成金	教育機関等が提供するＤＸ関連の研修を集合又は ｅ ラーニング等により実施する研修の一部経費を助成

別表２（第９条関係）

交付額	１人１研修当たりの上限額
助成対象経費の４分の３	７万５千円